

公益社団法人 スポーツ健康産業団体連合会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人スポーツ健康産業団体連合会（英文名 JAPAN SPORTS HEALTH INDUSTRIES FEDERATION。略称「JSHIF」）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、スポーツ健康産業に関する調査・研究、イベント等の推進、情報の収集・提供等を通じ、スポーツ健康産業の振興を図り、もって豊かな国民生活の実現と我が国経済の発展に寄与することを目的とする。

(公益目的事業)

第4条 この法人は、前条の公益目的を達成するため、日本全国において次の事業を行う。

- (1) スポーツ健康産業に関する調査・研究及び提言
- (2) スポーツ健康産業に関する各種イベントの開催及び協力
- (3) スポーツ健康産業に関する研究会、講演会等の開催
- (4) スポーツ健康産業に関する情報の収集及び提供
- (5) ニュースポーツに関する調査・研究及びスポーツイベントの後援
- (6) その他公益目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第5条 この法人の会員は、団体会員、企業会員及び賛助会員とし、団体会員及び企業会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 団体会員 この法人の目的に賛同して入会したスポーツ健康産業に関連する団体
- (2) 企業会員 この法人の目的に賛同して入会したスポーツ健康産業に関連す

る事業を営む個人又は法人

(3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は法人

(入会)

第6条 この法人の会員になろうとするものは、理事会が別に定める入会申込書により、申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

2 入会は、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

3 法人又は団体たる会員にあっては、法人又は団体の代表者として本会に対してその権利を行使する1人の者（以下「会員代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。

4 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、入会及び退会規程に基づき入会金及び会費を納入しなければならない。

2 前項の入会金及び会費については、その2分の1以上は公益目的事業のために、残余は管理費用のために充当するものとする。

(退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届けを提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において団体会員及び企業会員総数の半数以上であって、団体会員及び企業会員総数の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の定款又は規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉をき損し又は本会の目的に反する行為をしたとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第 10 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人又は団体が解散し又は破産したとき。
- (4) 会費を納入せず、督促後なお会費を 1 年以上納入しないとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第 11 条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は返還しない。

第 3 章 総会

(構成)

第 12 条 総会は、団体会員及び企業会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、一般社団・財団法人法上の社員総会とする。
- 3 総会における議決権は、団体会員及び企業会員 1 名につき 1 個とする。

(権限)

第 13 条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額の決定又はその規程
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (5) 会員の除名
- (6) 解散、公益目的取得財産額の贈与及び残余財産の処分
- (7) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (8) 前各号に定めるもののほか、総会で決議するものとして一般社団及び一般財団法に規定する事項及びこの定款で定める事項

2 前項にかかわらず、個々の総会においては、第 15 条第 3 項の書面に記載した総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第 14 条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の 2 種とする。

2 定時総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会において開催の決議がなされたとき。

(2) 議決権の 10 分の 1 以上を有する団体会員及び企業会員から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。

(招集)

第 15 条 総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 会長は、前条第 3 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 6 週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 2 週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第 16 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、第 14 条第 3 項第 2 号の規定により請求があった場合において、臨時総会を開催したときは、団体会員及び企業会員のうちから議長を選出する。

(定足数)

第 17 条 総会は、議決権を有する団体会員及び企業会員総数の過半数の出席をもって成立する。

(決議)

第 18 条 総会の決議は一般社団・財団法人法第 49 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、議決権を有する団体会員及び企業会員総数の過半数が出席し、出席した当該団体会員及び企業会員の議決権の過半数をもって決する。

2 第 1 項の規定にかかわらず、次の決議は、総会において、団体会員及び企業会員総数の半数以上であって、団体会員及び企業会員総数の議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する場合には、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

第19条 総会に出席できない団体会員及び企業会員は、予め通知された事項について、書面をもって議決し、又は他の団体会員及び企業会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その団体会員及び企業会員は出席したものとみなす。

3 第1項の代理人は、代理権を証明する書面を総会ごとに予め提出しなければならない。

4 書面により議決権を行使するときは、団体会員及び企業会員は、議決権行使書面を所定の方法により提出しなければならない。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから選任された議事録署名人2人が記名押印するものとする。

第4章 役員

(種類及び定数)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 25人以上30人以内
- (2) 監事 2人以上3人以内

- 2 理事のうち1人を会長、3人を副会長、1人を専務理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事をもって一般社団・財団法人法第91条第1項第2号で規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、団体会員及び企業会員（法人又は団体の場合にあつては、会員代表者とする。以下同じ。）のうちから、総会の決議によって選任する。

ただし、特に必要があると認められる場合は、理事にあつては10人、監事にあつては1人を限度として、団体会員及び企業会員以外の者を理事又は監事に選任することを妨げない。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務・権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。ただし、この法人を代表するものを除くこととする。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐してこの法人の業務を執行する。また、会長及び副会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長の業務執行に係る職務を代行する。ただし、この法人を代表するものを除くこととする。
- 5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 任期の満了前に退任した理事及び監事の補欠として選任された理事及び監事の任期は、その退任した理事及び監事の残任期間とする。

4 理事又は監事は、第 21 条第 1 項で定めた定数に足りなくなるときは、辞任又は任期の満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第 26 条 理事及び監事は、いつでも総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、団体会員及び企業会員総数の半数以上であって、団体会員及び企業会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第 27 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事は、報酬を支給することができる。

2 前項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員の報酬等に関する規程による。

3 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉会長及び名誉副会長)

第 28 条 この法人に名誉会長及び名誉副会長若干名を置くことができる。

2 名誉会長及び名誉副会長は、会長及び副会長の職にあった者のうちから、理事会において任期を定めたいえで選任する。

3 名誉会長及び名誉副会長は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉会長及び名誉副会長の職務)

第 29 条 名誉会長及び名誉副会長は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

第 5 章 理事会

(設置)

第 30 条 この法人に理事会を設置する。

2 理事会は、全ての理事をもって組織する。

(権限)

第 31 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2) 規則、規程の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第 32 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、理事会が予め決定した順序によって各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面により、開催日の 10 日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、予め理事会において定めた方法により招集するときは、この限りではない。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、会長がこれに当る。

(定足数)

第 34 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数の

ときは、議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として決議に加わることはできない。

(決議の省略)

第 36 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議事録には、出席した会長及び監事はこれに記名押印しなければならない。

第 6 章 資産及び会計

(事業年度)

第 38 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 39 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

- 3 第 1 項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 40 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書、財産目録（以下、この条において「財産目録」という。）を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経

た上で、定時総会において承認を得るものとする。

2 前項の財産目録等については、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 この法人は、第1項の定時総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより貸借対照表を公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第41条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第51条第1項第11号の書類に記載するものとする。

(会計原則)

第42条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。

3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取り扱いについては、理事会の決議により別に定める取扱い規則による。

第7章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第43条 この定款は、第46条の規定を除き、総会において、団体会員及び企業会員総数の半数以上であって、団体会員及び企業会員総数の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「公益認定法」という。）第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届けなければならない。

(合併等)

第44条 この法人は、総会において、団体会員及び企業会員総数の半数以上であって、団体会員及び企業会員総数の議決権の3分の2以上の議決により、他の

一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。

2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届けなければならない。

(解散)

第 45 条 この法人は、一般社団・財団法人法第 148 条第 1 号及び第 2 号並びに第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、総会において、団体会員及び企業会員総数の半数以上であって、団体会員及び企業会員総数の議決権の 4 分の 3 以上の議決により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第 46 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益認定法第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を 1 ヶ月以内に、総会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは同法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第 47 条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益認定法第 5 条第 17 号に規定する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 8 章 公告

(公告)

第 48 条 この法人の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第9章 委員会及び事務局

(委員会)

第49条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会が選任する。

3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

(事務局)

第50条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の同意を得て、会長が委嘱し、職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第10章 補則

(備付け帳簿及び書類等)

第51条 事務所には、次の各号に掲げる帳簿及び書類等を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(5) 定款に定める機関のうち、理事会及び総会の議事に関する書類

(6) 財産目録

(7) 役員の報酬等の規程

(8) 事業計画書及び収支予算書

(9) 事業報告書及び計算書類等

(10) 監査報告書

(11) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(12) その他法令で定める帳簿並びに書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによる。

(委任)

第 52 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は斎藤敏一とし、執行理事は岩井大助、池田朝彦、林有厚及び板垣勝男とする。
- 4 この定款施行の際、現に存在する会員、委員会等及び各種規則は、それぞれ、この定款により、入会、選任、設置されたものとする。
- 5 平成 28 年 6 月 20 日改定。